



2024年11月1日

各 位

会社名 株式会社太陽工機
代表者名 代表取締役社長 渡辺 剛
(コード番号：6164 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経理財務部長 高津 敦
(TEL 0258-42-8808)

(変更) 「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」
の一部変更に関するお知らせ

当社が2024年3月27日に公表しました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部に変更の必要が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本日付の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に際して、対象となる当社の執行役員及び従業員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容の一部変更について決議を行ったため、2024年3月27日公表の内容を一部変更するものです。

2. 変更箇所

変更箇所は_____で示しております。

(変更前)

(前略)

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象取締役等は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(中略)

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

(後略)

(変更後)

(前略)

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象取締役等は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです（なお、当社は、対象となる執行役員及び従業員との間で、個別に本割当契約の変更契約を締結することを決議しております。）。

（中略）

（5）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等（①株式の併合（当該株式の併合により対象となる執行役員及び従業員の有する本株式が1株に満たない端数のみとなることとなる場合に限る。以下同じ。）、②当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得（当該全部取得の対価として対象となる執行役員及び従業員に交付されることとなる株式数が1株に満たない端数のみとなることとなる場合に限る。以下同じ。）、③当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。以下同じ。）、及び④日本国内の全ての金融商品取引所における当社の普通株式の上場の廃止（以上に列記するものに該当する場合を除く。以下同じ。）を含む。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

（6）譲渡制限の解除条件（追加）

上記（1）の定めにかかわらず、当社の普通株式に対し、金融商品取引法第27条の2以下に規定される公開買付け（以下「本公開買付け」という。）が開始され、当社が本公開買付けに賛同し株主に対して応募を推奨する旨の取締役会決議を行っている場合（その後、対象となる執行役員及び従業員による申出の以前に、当社が本公開買付けに賛同し株主に対して応募を推奨する旨の意見を変更した場合を除く。）であって、対象となる執行役員及び従業員から当社に対して本公開買付けに応募するために譲渡制限を解除するよう書面により申し出があった場合、譲渡制限を解除する。ただし、この場合において、対象となる執行役員及び従業員が本公開買付けへ応募しなかったときは、当社は、本公開買付けに係る買付期間の終了日において、本株式の全てを無償で取得する。なお、対象となる執行役員及び従業員が本公開買付けへ応募したものの本公開買付けが不成立となった場合には、譲渡制限の解除は遡って効力を失い、対象となる執行役員及び従業員が返還を受けた本株式については、再び上記（1）に定める本譲渡制限の対象となるものとする。

（後略）

以 上